

(資 格 の 公 示)

北海道告示第10698号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和8年4月17日

北海道知事 鈴木 直道

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和8年度において道が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和8年4月17日に一般競争入札の告示を行う北海道根室合同庁舎ソーラー発電システム等一式設置工事実施設計委託業務の契約

（2）資格

北海道根室合同庁舎ソーラー発電システム等一式設置工事実施設計委託業務契約入札参加資格（以下「資格」という。）

（3）役務等の種類

北海道根室合同庁舎ソーラー発電システム等一式設置工事実施設計委託業務

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- （1）令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、「建築設計」の資格を有すること。
- （2）道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- （3）建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項に規定する建築士事務所の登録を行っていること。
- （4）北海道内に本店又は主たる事業所あるいは支店等の拠点を有するものであること。

3 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

（1）申請の時期

資格審査の申請は、令和8年4月17日から令和8年4月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時00分から午後5時00分までの間にしなければならない（郵送の場合必着とする。）。

（2）申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課のホームページ

(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcs/result/>)においてダウンロードすることができる。

（3）申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

4 資格審査の再申請

（1）再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継し

た者

イ 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）又は商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から 1 の (1) に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は 1 の (1) に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2 に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

7 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
- (3) 電話番号 011-204-5197